

平成29年度全国高等学校総合体育大会 山形市実行委員会売店等運営要項(案)

1 趣 旨

この要項は、「平成29年度全国高等学校総合体育大会山形県実行委員会売店等設置基本方針」に基づき、平成29年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）の参加者及び一般観覧者等の便宜を図り、併せて山形県の物産を広くPRすることを目的として、平成29年度全国高等学校総合体育大会山形市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が設置する売店等、展示ブース等（以下「売店等」という。）の管理、運営等について必要な事項を定めるものである。

2 売店を設置する競技会場及び設置期間

競技種目	売店設置競技会場	設置期間
バレーボール（男子）	山形市総合スポーツセンター	7月28日(金)～8月 1日(火)
新体操		8月10日(木)～ 12日(土)
登山	蔵王体育館	8月 2日(水)～ 3日(木)

3 管理運營業務

出店に伴う管理運營業務を効率的に行うため、出店を希望する者は管理組合を組織し、自主的な売店等の管理運営に努めるものとする。

4 施設等の使用許可

市実行委員会は、各競技会場区域内に売店等を設置しようとするときは、各競技会場となる施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）の使用許可を受けるとものとする。

5 出店申請

売店等の出店を希望するものは、出店申請書（様式第1号）に関係書類（添付書類1～3）を添えて、市実行委員会に出店許可申請を行うものとする。

6 出店者の選定

市実行委員会は、出展品目のバランス、設置面積、関係団体等の意見等を考慮し、適当と認められた者を出店者として選定する。選定に当たっては、地元の出店者を優先することとし、次の事項に留意することとする。

- (1) 営業経験及び実績が豊富で、信頼できること。
- (2) 平成29年度全国高等学校総合体育大会山形県開催基本方針に照らし、大会の出店者としてふさわしいこと
- (3) その他、市実行委員会が特に認めること。

7 出店許可

市実行委員会は、申請内容及び会場の設置スペース等を勘案し、大会運営に支障がないと認

められる範囲において、設置を許可する者（以下、「出店者」という。）を選定し、出店許可書（様式第2号）を交付するものとする。

8 販売品目

売店において販売を認める品目は、次によるものとする。

(1) 食品

原則として売店で調理、加工を行わない次に掲げる食品で、食品衛生法等の法令に基づいて製造され、容器包装等により衛生的措置が取られたもの。ただし、(公財) 全国高等学校体育連盟が契約するナショナルスポンサーによる制限を設ける場合がある。

ア パン類・菓子類及びアイスクリーム類

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、安全性が高く、衛生的に包装されたもの。

イ 飲料水類

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、密閉容器入りで衛生的なもの。

ただし、清涼飲料等については、(公財) 全国高等学校体育連盟と協賛契約を締結している大塚製薬株式会社製品に限定するが、果汁 100% 飲料、乳飲料、氷菓子、地元特産品としてのお茶及びジュースは例外とする。

ウ 果実類

新鮮でカットしていないもの。

エ 土産食品

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、常温で保存性のあるもの。

(2) 土産品

包装、内容、品質等において、土産品としてふさわしいもの。

(3) スポーツ用品、記念バッジ類

(4) その他、大会参加者、一般観覧者等にとって必要なもの。

※なお、会場では大会関係者への斡旋弁当、ドリンクのサンプリングが行われる。

9 食品の販売

(1) 食品を販売する売店の出店を許可するにあたっては、設置場所、保管方法、取扱食品等について、所轄の保健所と協議するものとする。

(2) 食品衛生関係法令等により、営業許可を必要とする出店者にあつては、直ちに所轄の保健所の許可を受け、その許可証の写しを市実行委員会へ提出するとともに、売店にはその許可証を掲示しなければならない。

(3) 食品衛生関係法令等により、届出を必要とする出店者にあつては、直ちに所轄の保健所へ届出をし、受理印が押された届出書の写しを市実行委員会へ提出するとともに、売店にはその届出書を掲示しなければならない。

(4) 食品の販売における食品衛生対策については、平成 29 年度全国高等学校総合体育大会山形県実行委員会食品衛生対策実施要領（以下「実施要領」という。）によるものとする。

(5) 市実行委員会は、食品を販売する売店に対し出店を許可したときは、実施要領に規定する計画書を大会開催の 2 か月前までに、所轄の保健所に提出するものとする。

- (6) 食中毒等、販売した食品に起因する事項等が発生した場合は、出店者の責任において、誠意ある対応及び被害者への賠償等を行うこと。

10 出店場所及び売店の規模

出店の場所は、市実行委員会が指定し原則、出店者につきテント1張(約3.6m×5.4m)とする。ただし市実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

11 出店期間

市実行委員会が指定する期間とする。

12 出店時間

出店時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了1時間後までとする。ただし、市実行委員会は、競技の特性または業務の実績に応じて出店時間を変更できるものとする。

13 経費の負担

出店者は、売店等の設置(テントも含む)、管理、運営、警備及び撤去等に要する一切の経費を負担するものとする。

14 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 大会の主催者と協賛契約を締結している企業又は団体が有する権利を尊重すること。
- (2) 売店等には、出店許可書(様式第2号)を掲示すること。
- (3) 販売品目は、大会にふさわしい品位あるものとする。
- (4) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み、拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
- (5) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (6) 許可した販売品目以外の品目を販売しないこと。
- (7) 店舗及びその周辺の清掃は、出店者の責任において行い、発生した廃棄物は、当日中に
出店者において処分し、常に環境美化に努めること。
- (8) 出店の権利を第三者に譲渡し、転貸し又は売店等の管理運営を委託しないこと。
- (9) 接客にあたっては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。
- (10) 出店者及び従業員は、名札等を着用すること。
- (11) 出店者及び出店従事者が次のいずれにも該当しないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 出店者、従業員若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (12) 売店等の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期については、市実行委員会の指示に従うこと。
- (13) 競技会場の付帯施設（電源等）の使用は原則として認めない。
- (14) 商品及びテントの管理は、出店者の責任とする。
- (15) 天候の悪化、天災等の事情により市実行委員会がやむを得ず、危険回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (16) 市実行委員会の判断により大会の運営上等やむを得ず、一時販売中止命令を出した場合にはその指示に従うこと。
- (17) 上記（15）（16）により発生した損害について市実行委員会は補償を一切行わない。
- (18) 市実行委員会及び施設管理者の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を実施すること。

15 許可の取り消し

市実行委員会は、出店者がこの要項に違反したとき、又は大会の運営上支障が生じる恐れがあると認められるときは、出店許可を取り消すものとする。なお、この場合において、出店者は市実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

16 損害賠償

出店者が、施設等又は第三者に損害を加えた場合は、出店者が賠償の責を負うものとする。

17 原状回復

出店者が、施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき、又は出店許可期間が経過したときは、速やかに原状に回復し、市実行委員会の検査を受けなければならない。

18 管理責任

売店等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は一切その責を負わない。

19 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、市実行委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年 5月 2日から施行する。